

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標1 多世代共生社会の構築

基本方針

地域における福祉機能の強化を図るとともに、総合福祉センターを拠点とした地域福祉活動との有機的な連携体制の構築を推進します。

また、ユニバーサルデザインの推進や、多世代共生社会の形成のための環境整備を進めるとともに、多様な世代間の交流による、共生意識の高揚と助け合い・支えあいの推進を図り、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを推進します。

10年後のまちの姿

- 多様な世代間での交流がなされ、助け合いなどの地域福祉活動が活発になっています。
- 総合福祉センターを中心に、多様な福祉ニーズに的確に対応しています。
- 全ての人々が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいます。

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行に伴う家庭や地域における相互扶助機能が低下する中、人々の生活への不安やストレスは増大し、高齢世帯の増加による介護問題、さらには、自殺や虐待、ひきこもりなど様々な社会問題を引き起こしています。

こうした中、本市では、総合福祉センターを保健・福祉・医療の拠点施設として、多様な福祉ニーズに応えるための体制づくりを進めていますが、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすためには、行政主導の福祉サービスだけでは十分な対応が困難になりつつあります。

このため、地域住民の自主的な助け合いによる地域福祉の推進に努める必要があり、地域の持つ能力を発揮しながら、多様な世代間で支えあう地域福祉ネットワークの形成による多世代共生社会の実現が求められています。

また、超高齢社会が到来した今日、日常生活の様々な場面における障壁をなくすため、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することが必要となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①福祉ボランティアの登録者数 (人口1万人当たり:H18.4.1)	310.6人	350人	400人
②福祉ボランティアに参加している人の割合	—	増加	増加

※指標② 市民アンケート調査（今後実施）

施策展開の方向

多世代共生社会の構築

- ◇地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化
- ◇多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成
- ◇福祉ボランティアの育成
- ◇誰もが暮らしやすい地域社会づくり

(1) 地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化

民生・児童委員や社会福祉協議会、さらには、地域の自治組織や団体、ボランティア等との連携体制を再構築することにより、地域全体が一体となった地域福祉のネットワークを形成します。

また、総合福祉センター「あいぱーく光」を中心に、保健・福祉・医療など、様々なサービス間の連携・調整機能を強化することにより、市民一人ひとりの多様なニーズに対応できるワンストップ相談窓口体制及びサービス提供体制の整備充実に努めます。

(2) 多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成

ふれあいコールなどの福祉ふれあい事業の充実をはじめ、年齢や障害を超えたふれあいや交流を促進することにより、多様な世代が助け合い、支えあう多世代共生社会を形成します。

また、福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーションの普及やボランティア活動に関する情

報提供を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の推進とスポーツや趣味活動等を通じた障害者や高齢者等とのふれあい交流を促進します。

(3) 福祉ボランティアの育成

保健・福祉・医療に関するニーズや制度の多様化・複雑化に対応するため、社会福祉協議会等との連携を図りながら、ボランティアセンターを中心に、研修の充実や研修機会の拡大、さらにはボランティアコーディネーターの養成等を進め、資質の向上と人材の育成確保に努めます。

(4) 誰もが暮らしやすい地域社会づくり

全ての市民が安心して日常生活や社会活動ができるよう、歩道等の段差の解消をはじめ、公共施設はもとより民間の公共的施設についてもスロープ等の設置を促進するなど、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
保健・福祉・医療サービスの連携・充実						→	社会福祉課 関係各課
総合相談体制の充実と情報提供						→	社会福祉課 関係各課
地域福祉計画の推進				改定		→	社会福祉課
地域福祉活動の充実						→	社会福祉課
ユニバーサルデザインのまちづくり	まちの現況調査	推進				→	社会福祉課 関係各課

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標2 地域保健の充実

基本方針

光市健康増進計画「光すこやか21」に基づき、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくり運動の推進を図るとともに、各種健診の計画的な実施などにより、疾病の予防と早期発見に努めます。

また、生涯を通じて健康で快適な生活が送れるよう、光市医師会、光市歯科医師会など関係機関との連携のもと、総合的な保健体制の整備充実を図ります。

10年後のまちの姿

- 「自分の健康は自分で守る」という健康づくりへの意識が高まり、市民一人ひとりが健康づくりに取り組んでいます。
- 健康で活動的に暮らすことにより、元気な高齢者が増えています。

現状と課題

高齢化の急速な進行や生活習慣病の増加などにより、医療や介護を必要とする人々が増加し、それに伴う社会的負担も増大しています。

また、超高齢社会の到来などを背景に、老齢期の健康に対する不安感が一層高まるとともに、食生活やライフスタイルの変化、精神的なストレスの増大等と相まって、子どもや若い年代の人々にも生活習慣病や心身の疲労などが拡大しており、大きな社会問題になっています。

本市では、周南健康福祉センターや光市医師

会、光市歯科医師会などの関係機関と連携を図りながら、市民の健康の保持増進のための各種保健事業を実施してきました。

今後は、早期発見・早期治療といった2次予防のみならず、生活習慣の改善による健康増進・疾患予防などの1次予防をさらに進めるとともに、社会環境の改善を含め、元気で活動的に暮らすことのできる「健康寿命」の延伸を図ることにより、豊かな人生の実現を目指すことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①三大生活習慣病による死亡率 (平成15年、人口10万人当たり)	男：416.2 女：190.2	県平均に近づける	県平均以下
②普段から健康に心がけている人の割合	85.7%	90.0%	95.0%
③「健康づくりの推進」に関する満足度	42.9%	45.0%	50.0%

※指標① 参考：平成15年県数値（男性359.1 女性184.5）

指標②③ 市民アンケート調査

施策展開の方向

地域保健の充実

- ◇総合的な保健体制の強化
- ◇健康づくり運動の推進
- ◇疾病の予防と早期発見
- ◇三島温泉健康交流施設の整備と利用促進

(1) 総合的な保健体制の強化

周南健康福祉センターや光市医師会、光市歯科医師会との連携のもと、総合的な保健体制を強化するとともに、地域で活動する組織の育成や市民主体の健康づくり活動への支援に努めます。

また、保健・福祉・医療施策を総合的に推進するとともに、乳幼児から高齢者まで、全てのライフステージに応じたサービスが提供できる地域保健体制の強化を図ります。

(2) 健康づくり運動の推進

光市健康増進計画「光すこやか21」に基づき、食事・心の健康・運動を「健康づくりの3つの源」として、個人・家庭・地域と関係団体や学校・職場・行政とが連携・協力して、市民の主体的な健康管理・健康づくり運動を推進します。

また、生活習慣病などの疾患や、健康づくりに関する知識の普及・指導に努めるとともに、様々な機会を通じた健康づくりに関する情報提供を行います。

(3) 疾病の予防と早期発見

基本健康診査をはじめ、各種がん検診や歯科検診など各種検診体制の強化を図り、糖尿病やがん、心臓病といった生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見・早期治療の推進に努めます。

また、感染症の発生防止のため、計画的な予防接種を実施します。

(4) 三島温泉健康交流施設の整備と利用促進

三島温泉の泉源を活用し、人々に「健やかさ」、「憩い」、「ふれあい」という三つの恵みをテーマとした温泉健康交流施設の整備を進めます。

また、施設の運営開始後は、健康づくりや多様な観点からの事業を展開することにより、市民はもとより、より多くの人々の利用を促進し、経営の安定化や地域の活性化に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
保健サービスの充実						→	健康増進課
地域活動組織の育成や自主的活動の支援						→	健康増進課
健康増進計画に基づく、健康づくりの推進						→	健康増進課
各種健診の推進						→	健康増進課 関係各課
健康ウォーキングの推進						→	健康増進課
心の健康に関する施策の充実						→	健康増進課
三島温泉健康交流施設の整備と利用促進	実施設計等	施設整備		利用促進		→	社会福祉課 関係各課

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標3 高齢者保健福祉の推進

基本方針

高齢者の充実した生活の創造を目指し、健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、高齢者の生涯現役社会づくりの推進や生活環境の向上に努めます。

また、地域包括支援センターを中心とした総合相談体制を確立し、あらゆる関係機関と密接に連携しながら認知症予防や権利擁護などを推進するとともに、地域に密着したサービスの基盤整備を図り、住み慣れた地域で高齢者を支える体制づくりに努めます。

10年後のまちの姿

- 高齢者への多面的な支援体制が充実し、地域の中で安心した生活を送っています。
- 介護予防や健康づくりの体制が充実し、高齢者が生き生きと元気に暮らしています。
- 高齢者が趣味や地域活動など、多様な場面で活躍し、充実した生活を送っています。

現状と課題

わが国の平均寿命は飛躍的に伸び、超高齢社会の到来とともに、介護を必要とする人の増加と併せて、介護期間が長期化する一方で、核家族化や価値観の多様化等により、介護する家族の負担が増大するなど、介護予防や健康づくりといった高齢者保健福祉の推進が大きな課題となっています。

こうした中、本市では、高齢者の生きがい対策や保健・福祉サービスの充実など、総合的な高齢者施策の推進に努めてきましたが、長い高齢期を健康で、充実した日々を過ごすためにも、できる限り要介護状態に陥ることがないよう、保健事業や

健康づくり対策をより強化し、介護予防を推進することが求められています。

また、高齢者の積極的な社会参加を促進するための環境づくりが求められるとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、地域とともに高齢者を支える体制づくりを構築する必要があります。

特に、今後は、団塊の世代に代表されるヤングシニアなど、活力と多くの経験を持つ人々を、地域活動を担う人材として、職域から地域へと活動の場を移していくことができる環境の整備が求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①居宅サービスの利用割合(65歳以上人口当たり)	9.5%	9.6%	10.2%
②「高齢者福祉対策」に関する満足度	17.6%	20.0%	30.0%
③老人クラブの会員数(H18.4.1)	4,501人	4,600人	4,700人

※指標① 介護保険の居宅サービス受給者数／65歳以上人口×100 指標② 市民アンケート調査

施策展開の方向

高齢者保健福祉の推進

- ◇介護予防対策の推進
- ◇高齢者支援体制の充実
- ◇介護サービスの充実
- ◇生涯現役社会づくりの推進と生活環境の整備

(1) 介護予防対策の推進

生活機能の維持・向上のため、各公民館など身近な地域で健康体操などの健康づくりを推進するとともに、身体機能のみならず、認知症に伴う心身両面からの機能低下の早期発見による悪化予防を重点目的とした福祉サービスの充実と関係機関との連携により、状態に応じた継続的かつ効果的な介護予防対策を展開します。

(2) 高齢者支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関が有機的に連携を持ち、あらゆる相談に包括的に対応できるワンストップ相談窓口としての体制と、地域で高齢者を支えるネットワークやサービス体制の構築に努めます。

また、認知症高齢者が尊厳を保ちながら住みなれた地域で穏やかな生活が送れるよう、地域や関係機関との連携による相談・支援体制を充実するとともに、成年後見制度など権利を擁護する事業の周知や利用促進への支援を行います。

(3) 介護サービスの充実

介護の必要な高齢者が、本人や家族の希望に

応じて様々なサービスが受けられるよう、サービスの充実を図るとともに、介護予防重視型のサービスを推進します。

また、高齢者が住みなれた地域で生活が継続できるよう日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの提供を促進するとともに、地域包括支援センターを中心として、適正な介護予防ケアマネジメントを推進し、地域ケアシステムの構築に努めます。

(4) 生涯現役社会づくりの推進と生活環境の整備

豊かな経験や知識を有している高齢者が、地域社会の担い手として、地域づくりやボランティア活動、さらには起業活動など、生きがいを持ちながら、積極的かつ有意義な人生を送れるよう、社会参加への支援を行うとともに、老人クラブ等への活動支援などにより、活力あるまちづくりを推進します。

また、理学療法士、建築技術職員など関係機関との連携のもと、個々のニーズに応じた住宅改修への指導や助言を行うとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、暮らしやすい生活環境の向上に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
高齢者の健康づくりの推進						→ 健康増進課	
介護予防・認知症予防対策の推進						→ 社会福祉課 関係各課	
高齢者への相談支援体制の充実						→ 社会福祉課 介護保険課	
離島における支援施策の充実						→ 社会福祉課 介護保険課	
権利擁護の視点に立った支援体制の確立						→ 社会福祉課 介護保険課	
介護保険サービスの充実						→ 介護保険課	
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進		次期計画策定		次期計画策定		→ 社会福祉課 介護保険課等	
高齢者の社会参加と就労の促進						→ 社会福祉課 関係各課	
高齢者の居住関係施策の推進						→ 社会福祉課 関係各課	

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標4 障害者保健福祉の推進

基本方針

「光市障害者福祉基本計画及び障害福祉計画」に基づき、リハビリテーションとノーマライゼーションの2つの理念のもと、障害を持つ人が一人の個人として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者を社会全体で支援する仕組みを構築します。

10年後のまちの姿

- 障害を持つ人に対する正しい理解が深まっています。
- 障害を持つ人も持たない人も、地域の中でともに生活し、助け合う社会が築かれています。
- 障害を持つ人が自立し、生きがいのある安定した生活を送っています。

現状と課題

本市では、これまで在宅福祉サービスの充実や生活環境の改善など、障害者福祉の推進に努めてきましたが、疾病や交通事故、さらには社会的なストレスなどにより、障害発生の要因が多岐にわたり、高齢化の進行とも相まって、心身に障害があり、日常生活に支援を要する人は増加傾向を示しています。

こうした中、国においては、平成15年にはこれまでの措置制度から、利用者の主体性や選択性を尊重した「支援費制度」が導入されましたが、就労や社会参加に関する社会環境整備は十分とは

いえない状況であったことから、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、障害者の地域生活への移行と就労の促進など、自立の支援への取組みが重要な課題となっています。

また、障害の有無にかかわらず全ての人々が個人として尊重され、地域の中でともに助け合い、平等に活動できる社会を築いていく必要があり、障害者の社会参加を困難にしている様々な社会生活上の障壁(バリア)を取り除くとともに、保健・医療、教育、雇用とも連携した総合的な施策の推進が求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①障害者雇用率 (H18.6、下松公共職業安定所調査)	1.98%	2.0%	2.0%
②「障害者福祉対策」に関する満足度	13.1%	20.0%	30.0%
③障害者(児)を支援したことがある人の割合	—	増加	増加

※指標②③ 市民アンケート調査 (③は今後実施)

施策展開の方向

障害者保健福祉の推進

- ◇制度の周知と市民意識の醸成
- ◇自立と社会参加の支援と支えあい
- ◇利用者主体のサービス利用

(1) 制度の周知と市民意識の醸成

障害者自立支援法の施行に伴うサービス利用の仕組みを周知するとともに、市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深め、障害を持つ人が社会の一員として積極的に活動できる社会環境をつくるため、市民に対する正確な情報提供と福祉教育の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の支援と支えあい

各種社会活動やスポーツ・レクリエーション活動等における交流機会の充実や、関係機関及び民間事業所等とも連携を図りながら、障害者雇用の拡充に努めるなど、障害者の積極的な社会参加と市民全体での支えあいの促進を図ります。

また、障害者の社会参加促進の場として、障害者(児)支援施設の充実に努めます。

(3) 利用者主体のサービス利用

利用者主体の選択・自己決定を尊重し、住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、訪問系や日中活動系のサービスを中心とした身近なサービスの提供体制の確保・充実に努めます。

また、相談体制や学習機会の充実を図り、家庭や地域において障害者が安心して生活を送ることができるよう支援します。

さらに、真に障害者の自立支援に寄与する制度となるよう、国に対して、障害者自立支援制度の充実に向けた要請を行います。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
制度の周知と市民意識を高める広報・啓発活動						→	社会福祉課
障害者保健福祉サービスの充実						→	社会福祉課
障害者の自立と社会参加の促進						→	社会福祉課
障害児者家族サポート事業の推進						→	社会福祉課
学校教育における福祉教育の実施						→	学校教育課
交流機会の充実と支えあいの促進						→	社会福祉課
障害者の雇用の促進						→	社会福祉課 関係各課
相談支援体制の充実						→	社会福祉課
サービス提供体制の確保・充実						→	社会福祉課
障害者福祉基本計画の推進					次期計画策定	→	社会福祉課
障害福祉計画の推進			次期計画策定		次期計画策定	→	社会福祉課

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標5 医療体制の充実

基本方針

市民が安心して、いつでも必要なときに適切な医療サービスを受けることができるよう、医師会など関係機関との連携による地域医療体制の充実や救急医療体制の充実に努めます。

また、地域医療の基幹病院として、安定した医療サービスを提供していくため、2つの市立病院の機能分担と連携を強化し、経営の健全化と高度な医療の提供に努めます。

10年後のまちの姿

- 地域医療体制が充実され、誰もが安心して医療サービスを受けています。
- 救急医療体制の充実や医療機器の整備により、医療サービスが充実しています。
- 市立病院では、地域の基幹病院として市民に必要とされる医療を提供しています。

現状と課題

近年の少子高齢社会の急速な進行や、生活習慣病や慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化等に伴い、医療へのニーズはますます多様化するとともに、量的拡大から質的充実へと変化しています。

本市には、2つの市立病院が設置されており、これまで地域の基幹病院として医療体制の充実に取り組み、地域医療の向上に大きく寄与してきましたが、医療制度改革や高度医療の進展の中で、市民の医療ニーズに対応するためには、医療機

能の充実や2つの市立病院の機能分担と連携の強化、さらには経営の健全化などにより、良質な医療の提供に努めていくことが必要です。

また、医師会など関係機関との連携のもと、市民がいつでも必要なときに必要な医療を受けることができるよう、疾病予防から早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る、一貫した質の高い地域医療が提供できる体制を充実するとともに、離島における医療体制や休日夜間救急体制を充実していくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①小児科医の数 (H16.12)	5人	増加	増加
②「地域医療対策の充実」に関する満足度	29.1%	35.0%	40.0%
③医師・歯科医師数 (H16.12)	116人	維持	維持
④医療施設数 (H16.10)	62ヶ所	維持	維持
⑤市立病院における診療所等からの紹介率 (年度)	光: 27.3% 大和: 12.3%	光: 35.0% 大和: 20.0%	光: 40.0% 大和: 25.0%

※指標② 市民アンケート調査

指標⑤ 紹介率 = (文書による紹介患者数 + 救急用自動車による搬入患者数) / 初診患者数 × 100

施策展開の方向

医療体制の充実

- ◇地域医療体制の充実
- ◇救急医療体制の充実
- ◇市立病院の充実

(1) 地域医療体制の充実

光市医師会や光市歯科医師会、医療機関、関係団体等との連携の強化に加えて、かかりつけ医の推進や病診連携の促進等により、疾病予防やリハビリテーションを含めた適切な医療を受けられる体制づくりを行うとともに、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営など、包括的な地域医療体制の充実を図ります。

(2) 救急医療体制の充実

光市医師会や関係医療機関などの連携を強化し、休日夜間医療体制の充実に努めるとともに、大規模災害発生時における災害救急体制の確立に努めます。

また、光市医師会や三次医療機関との緊密な

連携を図りながら、二次医療機関としての市立病院の機能の強化に努めます。

(3) 市立病院の充実

地域における基幹病院として、2つの市立病院の役割を分担しながら適正な運営を図るとともに、中核病院としての質の高い医療を目指し、市民により一層信頼される病院づくりを進めます。

また、医療制度改革などにより経営環境が厳しい中、光市病院事業整備計画に基づき、市立病院の役割を明確にするとともに、病院経営の安定化を進めます。

さらに、市民の健康や医療に対する関心は高まっており、新しい医療ニーズに対応した診療機能の充実に向けた取組みを進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
かかりつけ医の推進など包括的地域医療体制の充実					→	健康増進課	
休日診療所の円滑な運営					→	健康増進課	
牛島診療所の医療の確保					→	健康増進課	
医師の確保と高度医療機器の充実					→	病院局	
病院経営の安定化					→	病院局	
両市立病院の機能分担と連携強化					→	病院局	
休日夜間救急診療体制の充実					→	病院局	
小児救急体制の充実					→	健康増進課 病院局	

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標6 生活支援と社会保険の充実

基本方針

要保護世帯の生活の安定を図るとともに、就労支援や他制度の活用を促進することにより、自立への支援を進めます。

また、全ての市民が健康で文化的な生活を送るため、各制度への理解と認識を高め、国民年金では加入促進を図るとともに、医療・介護では健康づくりや疾病予防、介護予防などの予防事業を促進するなど、市民生活を支える基礎となる社会保険制度の安定した運営を図ります。

10年後のまちの姿

- 低所得者世帯の生活が安定し、自立と更生が進んでいます。
- 制度の理解と認識が高まり、健康で文化的な生活を送っています。
- 社会保険制度の安定的な運営が継続され、安心して生活しています。

現状と課題

社会経済情勢の変化や介護保険料などの新たな社会負担の増大によって、生活保護を求める相談が増加する中、低所得者に対する生活支援は引き続き重要な課題になっており、低所得者世帯の健康で文化的な最低限の生活を保障するため、適正な援護と早期の自立・更生を図ることが必要となっています。

また、急速な少子高齢化の進行により、働く世代の負担は今後ますます増大することが予測され

る中、国民健康保険・国民年金・介護保険などの社会保険制度全般において、安定的な運営が困難となりつつあり、引き続き、事業の充実や制度の長期的安定を図り、安心した市民生活を送ることができるよう、取組みを進めていくことが必要です。

さらに、医療制度については、後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度に関する市民への周知と円滑な制度導入に向けた取組みが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①国民健康保険税の収納率	79.9%	81.0%	82.0%
②国民健康保険口座振替利用率	47.9%	65.0%	70.0%
③介護保険料の収納率	97.0%	97.2%	97.5%

施策展開の方向

生活支援と社会保険の充実

- ◇公的扶助の充実
- ◇国民年金制度の円滑な実施
- ◇国民健康保険制度の充実
- ◇後期高齢者医療制度の円滑な実施
- ◇介護保険制度の充実

(1) 公的扶助の充実

低所得者の生活の自立を支援するため、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図り、援護を必要とする世帯の生活実態の把握に努めることにより、生活保護の適正な実施と、就労の促進や各種制度の有効活用等により、保護世帯の自立を促進します。

(2) 国民年金制度の円滑な実施

国民年金制度についての趣旨の普及と理解を深めるため、広報活動の展開等により未加入者解消を図るとともに、受給権の確保と収納率の向上に努め、制度の安定的な運営を推進します。

(3) 国民健康保険制度の充実

健康づくりや疾病の予防と早期発見・早期治療など、予防に関する事業に積極的に取り組むとともに、市広報や医療費通知などを通じて適正医療と健康に関する意識啓発を進めます。

また、平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者を対象として、生活習慣病の予防・改善に向けて、健診事業を行うとともに、健診結果に基づいたきめ細かな保健指導事業を展開します。

さらに、国民健康保険事業の安定運営に向けて、収納率の向上対策を展開するとともに、国庫負担金の引き上げなどを国に対して要請します。

(4) 後期高齢者医療制度の円滑な実施

現行の老人保健制度に代わって、平成20年4月から導入される後期高齢者医療制度の円滑な導入と運営を図るため、広域連合による県内市町との連携のもと、各種準備を進めるとともに、市民への制度の普及に努めます。

(5) 介護保険制度の充実

平成12年4月の介護保険法の施行後、様々な制度改革が展開されていることから、高齢者等に対する制度の一層の理解の促進と相談体制の充実に努めるとともに、介護予防を推進し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、多様なサービスの提供を促進します。

また、要介護認定や給付、保険料の徴収など、適正な事業実施を推進するとともに、安定的制度運営に向けて、介護予防対策の充実や収納率の向上に努め、国に対して制度の改善に向けた取組みを要請します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
生活保護の適正実施と相談体制の充実						→	社会福祉課
生活保護世帯の早期の自立と更生への支援						→	社会福祉課
国民年金加入促進・納付対策の充実						→	市民課
後期高齢者医療制度の導入に向けた取組みの強化と安定運営	準備	→				→	市民課
介護保険事業の円滑・適正な推進と安定運営						→	介護保険課